

推薦上の注意事項

1. 従業員表彰の種類

従業員表彰は、従業員功労者表彰および永年勤続者表彰とし、石川県鉄工機電協会の会員事業所、または協同組合ならびに団体に勤務する成績優秀で他の模範とするに足る従業員を対象としています。役員は対象外となります。

なお、表彰状は石川県知事・鉄工機電協会会長の連名となります。

2. 従業員功労者表彰

従業員功労者表彰は、次の（１）から（３）に該当する者で、事業の発展に直接的功績を有する従業員、または公共的団体の主催する業界振興事業に積極的に参画するなど、他の模範とするに足ると認められる従業員を対象とします。役員は対象外となります。

また、推薦される会員企業におかれましても十分ご検討頂き、最少人員（原則として一企業１名）のご推薦をお願いいたします。

（１）年齢が概ね５５才以上で、勤続年数が概ね３５年以上であること。

但し、推薦する事業所での勤続年数が２０年以上で、県内外の機械金属、電機・電子関係事業所での勤続年数が通算して３５年以上の従業員を含めます。

（２）直接的功績とは、事業に有益な研究・発明・発見、あるいは工数低減等の省力化・合理化を実施して実績をあげること。または、災害の未然防止若しくは災害処理に著しく功績を果たす等、具体的な功績を対象とします。

（３）また、事業所内での職責を十分に果たし、そのかたわら寸暇を惜しんで研鑽を積み、斯業に係る各種の資格を取得して、事業所内はもとより対外的にも公共的な行事に参画し、または、協力工場の指導育成に顕著な指導効果を発揮するなど幅広く活躍し、業界の振興発展に寄与していると認められる従業員を対象とします。

※推薦にあたっては、（２）と（３）を別紙の功績調書に具体的に記載して下さい。

3. 永年勤続者表彰

永年勤続者表彰は、県内の同一事業所における勤続年数が、**本年11月22日現在**でそれぞれ30年、20年、10年に達した従業員の内、事業の発展に貢献している従業員を対象として行います。役員は対象外となります。

但し、30年表彰については、県内外の機械金属、電機・電子関係事業所での勤続年数が通算して30年以上の従業員を含めることができるものとします（当協会の勤続30年表彰を過去に受けていない場合に限る）。

4. 記念写真撮影

表彰式終了後、石川県知事・鉄工機電協会会長同席（予定）のもとに、表彰年毎に記念写真を撮影いたします。記念写真は、協会より表彰者人数分をまとめ、各社にお送りいたします。（出席者のみにお送りいたします。）

5. 事業主負担金

推薦事業主には、各表彰年毎に負担金を納めていただきます（従業員功労者表彰を除く）。負担額は次のとおりです。

- 功 労 者 表 彰 協会負担金
- 勤続30年表彰 1名につき 19,000円
- 勤続20年表彰 1名につき 16,000円
- 勤続10年表彰 1名につき 14,000円

6. 受賞者記念品

功労者の記念品については従来通り伝統産業の工芸品1種類で数点の中から、受賞者の方にお選びいただき、後日発送する方法をとらせていただきます。

永年勤続者の記念品については、表彰区分ごとに5～6品目程度（食品・飲料・工芸品等）をご案内し、受賞者の方にお選びいただき後日発送する方法をとらせていただきます。

つきましては、式典当日、カタログを受賞者の方に配布する予定です。

※今後の新型コロナウイルス感染状況によって上記内容が変更となる場合もございます。
その際は改めてご案内申し上げます。